

1988年9月



## メンバー各位

The Britannia Steam Ship  
Insurance Association Limited

### 1986年米国麻薬取締法 (US Anti-Drug Abuse Act 1986)

理事会は、船主に時に厳しい罰則を課す掲題の米国法につきメンバー各位に注意を促すよう我々マネジャーに指示した。

同法についてはBritannia News 1986年11月号および1987年8月号で取り上げたが、以後、米国関税局の要求や、特に彼らが船主のとるべきだと考える行動がどのようなものかが明らかになった。当初の罰金を大きく減額できるとすれば、それは船主がそのような措置を取ったと関税局が確信し得た場合のみであろう。関税局が罰金額の決定にあたり示すことのできる柔軟性は非常に大きい。本船の没収も彼等の選択肢のひとつである。

理事会が我々マネジャーにここに強調するよう望むことは、船主各位が責任を持って行動し、特に米国向けの船舶においては麻薬の密輸を防ぐために可能な措置をすべて講じる義務が自らに課されているということだ。

理事会はメンバー各位に、海上運送人自主協定(Sea Carrier Initiative Agreement)と呼ばれる協定書に署名することをお勧めしている。添付の協定書式は米国関税局の承認するものであるが、もし受け入れ難い条項があれば変更を求めて当局と交渉することができる。

米国関税局が麻薬の高リスクな拡散源と目する地域にカリブ海諸島や南米があり、同地域に配船される船舶は、米国の港に入れば関税局による徹底的な捜査を受ける可能性が高いことを指摘しておきたい。

理事会はまた、我々マネジャーに次のことをお伝えするよう指示した。すなわち、麻薬の密輸に関連して罰金が課されたり本船が没収された場合にクラブが保証状を発行できるのは、各位が全般的に、あるいは自ら署名した海上運送人自主協定の個々の規定の履行において、慎重にかつ責任ある船主として行動したとクラブが確信するに足る情報が提出された時だけだということ。

本件に関し、直接もしくは代理人を通じて米関税局と連絡されたい場合は下記へ。

Mr. David A. Kahne  
Manager, Carrier Initiative Program  
Office of International Affairs  
U.S. Customs Service  
1301 Constitution Avenue, NW, Room 4414  
Washington DC 20229

以上

## Sea Carrier Initiative Agreement (海上運送人自主協定)

この自主協定書は(貴社名)(「運送人」)でその本社を(所在地名)に置くものと米国関税局の間で結ばれた。

この協定書は、その全面的履行により、運送人の船舶を米国への麻薬密輸の手段として利用しようとする者を抑止することをその目的とするものである。この協定書は、運送人と米国関税局のそれぞれがなすべく求められていることについて互いに了解に達したことを示す実務的文書となる。

この協定があっても、運送人の船舶内で米国関税局が不法な麻薬を発見した場合、運送人は法令上の制裁を免れ得ない。しかし運送人がこの協定書の諸項目の遵守を証明し得た程度に応じて、同局による最終処分決定や勧告で好意的な扱いを受けることができるだろう。

運送人は以下のことを引き受ける。

1. 会社の方針として、すべての管理職、監督者、被用者、総代理店に対し、本協定書にもとづく様々な活動や自主的行動に際して米国関税局その他の法執行機関への協力を指示し、またすべての関係者間の率直かつ継続的な情報交換を促すこと。各船は寄港の際に連絡すべき米国関税局の担当職員(として米国関税局より通知されている者)の氏名を船上に控えておくこと。
2. 各入港地で米国関税局による運送人の船舶の搜索を補佐させるための会社職員または代理人を選任し、その所管事項とするすべての問題について関税局が直ちにその者と連絡をとれるようにすること。
3. 各船に職員一名を指名し、米国関税局による同船内のすべての区画や空間への立ち入りや搜索を補佐せしめること。
4. 適用されるすべての法律に従い、要求があり、その必要があれば、現在の被用者から提出されているその身元確認情報を米国関税局へ提出すること。
5. できるだけ前広に各船の米国向け輸出貨物の積み荷目録の写しを米国関税局へ提出し、初めての荷主の積み荷についてはそのことも付記すること。また船積みの際に疑わしい状況があれば直ちに米国関税局に届け出ること。
6. 船舶の大幅な構造上の修理、改造、本船内部の改修などは直ちに米国関税局へ報告すること。
7. 翌年中に運送人の船舶が寄港する予定の米国の全港湾のリストを、判明し次第米国関税局へ直接もしくは総代理店を通じて提出すること。
8. 米国関税局が承認する保安体制を開発・実施し、そのもとで運送人の代理店、本船の船長、職員、部員のなすべきことを以下の通り定めること。

- (a) 米国内外で許可なき者が本船に立ち入ることを一層困難にするよう、保安管理体制を高めるための合理的な手段をすべて講じること。
- (b) 適正な身分証明を呈示でき、職務上乘船が必要とされる者にのみ乗船を許可すること。
- (c) 米国へ向け出港する前および航海中、麻薬の船内搜索を定期的に行い、麻薬が発見されれば到着後すべて米国関税局へ届け出ること。船内搜索で発見した麻薬は、人手に触れぬよう安全に保管し、米国関税局によるその後の措置にそなえて保管すること。
- (d) 麻薬が隠されそうな区画は、それが通常の運航を妨げたり安全を損う恐れのない限り、施錠するか封印すること。
- (e) 施錠や封印のできない区画への立ち入りは、正当な業務上立ち入る必要のある者に制限すること。
- (f) 施錠や封印が破られたり、制限区画内で立ち入る権限のない乗組員が発見された場合は米国関税局に届け出ること。

運送人の運航する船舶が、その所有や管理下でない場合、運送人は船主がこの運送人自主協定の条項に同意するようあらゆる努力を払うこととする。

米国関税局は以下のことを引き受ける。

1. 米国内外に選定する場所で運送人もしくはその総代理店と共同保安調査に関し検討の機会を持つ。
2. 本協定第8項のもと運送人が開発・実施を引き受けた保安体制を見直し、搜索方法、法律の施行に際し両者がなすべく求められていること(は何か)と保安措置、米国関税局が法執行機関として携わるべき状況と自ら認識するもの(は何か)、につき運送人の一定要員に訓練を施すこと。
3. 運送人の利益にかかわる情報のメディアや一般への公開に関しては、運送人の経営陣との(事前の)調整にあらゆる努力を払うこと。

(署 名)

---

米国関税局国際部副部長

日付: \_\_\_\_\_

(署 名)

---

運送人代表

役職: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_